

子ども・子育て支援法に基づく基本指針 (※) の改正に伴う対応について (こども誰でも通園制度)

こども[★] **誰** [★]でも
通園制度

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
(平成26年内閣府告示第159号) 等の改正等について

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の事業概要

● 保育所等に入所していない0歳6カ月～満3歳未満の乳幼児を対象に、月10時間まで、実施施設（保育所等）でこどもを預かり、また、利用するこどもの保護者を対象に、子育てに関する相談支援を実施。

● 令和8年度より子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度「乳児等のための支援給付」として檜原市においても実施開始予定。

▼検討事項

● 「乳児等のための支援給付」の創設に向けて、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「**基本指針**」という）」及び「**第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方**」が改正された（令和7年9月29日）。

● 改正後の基本指針では、子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項（必須記載事項）に、①『乳児等通園支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」、「実施時期」』、②『乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容』が追加された。

①「量の見込み」と「確保の内容」

→こども計画策定時に設定し、令和6年度の本会議にて、ご承認いただいた。しかし、令和7年度の待機児童の状況や利用可能時間の設定変更に伴い、再度見直しが必要。

②乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

→基本的記載事項（必須記載事項）として追加されたため設定が必要。



『こども計画として①②の設定が困難な場合には、「代用計画」を策定することにより、適切な体制確保に努める』ことから、本市においても「代用計画」を策定し、①、②を設定する。



設定案 ①は資料3-2、②は資料3-3参照

< 参考 >

令和7年9月16日こども家庭庁事務連絡一部抜粋

第1 こども誰でも通園制度に係る市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定

1 基本指針の改正内容について

乳児等のための支援給付の創設に伴い、基本指針について次の改正を行い、令和8年4月1日から適用することとしている。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画関係

- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

第2 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について

乳児等通園支援事業は、満3歳以上児の児童を対象としていないことから、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること。